

戸籍への氏名の振り仮名について

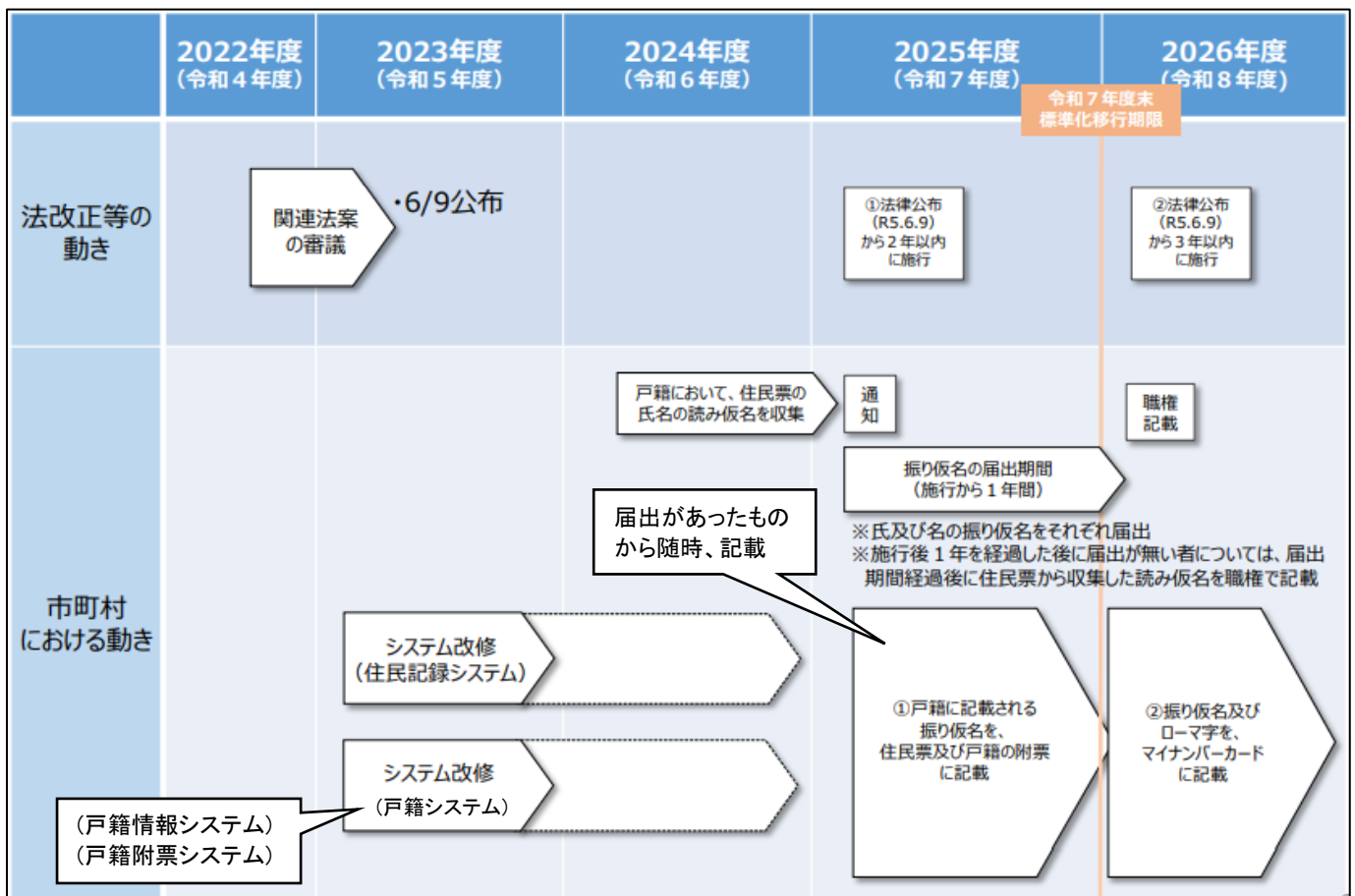
1. 概要

戸籍法の一部改正により、戸籍の記載事項を規定する戸籍法第13条に氏名の振り仮名が追加されたもの。

これまで氏名の振り仮名は、住民記録システム上のみで管理されていたが、今後は戸籍システム上でも管理されるようになり、これにより、戸籍に記載される振り仮名を住民票及び戸籍の附票にも記載されるようになるもの。

施行期日は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日となっており、現時点で施行日は未定。

2. 今後のスケジュール（予定）



(1) 令和6年度：システム改修（住民記録システム、戸籍システム）

住民記録システム上で管理されている氏名の振り仮名を戸籍システムへ移行させ、戸籍システムから通知を作成するためのシステム改修を実施する。（仮の振り仮名）

(2) 令和7年度：通知の送付、戸籍への記載

町内に本籍地がある方に対して、住民記録システム上の氏名の振り仮名を記載した通知を送付する。振り仮名の届出期間は、施行から1年間。

(3) 令和8年度：戸籍への記載

施行後、1年を経過した後に届出がない場合は、職権で住民記録システム上の氏名の振り仮名が戸籍に記載される。